

# 広島県教育委員会会議録

平成30年7月13日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

平成30年7月13日（金） 13：00開会  
14：47閉会

## 1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

## 2 欠席委員 なし

## 3 出席職員

教育次長	畦地博之
管理部長	池田克輝
教育部長	諸藤孝則
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	北川千幸
理事	榊原恒雄
総務課長	大内貞夫
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
文化財課長	白井比佐雄
学校経営支援課長	山本聖典
県立学校改革担当課長	吉田宏
義務教育指導課長	中谷一志
豊かな心育成課長	山垣内雅彦
特別支援教育課長	西岡律子

## 教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	報告・協議1 「学校における働き方改革取組方針」の策定について	1
日程第3	報告・協議2 「運動部活動の方針」の策定について	5
日程第4	報告・協議3 大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について	8
日程第5	報告・協議4 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について	10
日程第6	第1号議案 平成30年度メイプル賞（第1回）の受賞者について	13
日程第7	第3号議案 広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について	13
日程第8	第2号議案 教職員人事について	13

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、この度、本県及び西日本各地に甚大な被害をもたらしました平成30年7月豪雨災害により亡くなられた多くの皆様に対し、黙とうをささげたいと存じます。皆様、御起立をお願いいたします。

黙とう。

( 黙 と う )

平川教育長： おかけください。ありがとうございました。

この災害により、複数の児童・生徒や幼いお子様が亡くなられたことは、とても悲しく、残念でなりません。また、未だ安否不明の方、被災された方も数多くいらっしゃいます。広島県教育委員会といたしましては、被災された幼児・児童・生徒の皆様の支援に全力で努めますとともに、被災した学校の早期復旧など、子供たちが授業を確実に、安心して受けることができるよう、学校、市町教育委員会としっかり連携し、一丸となって取り組んでまいります。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をよろしくをお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりでございます。

議題のうち、公開になじまないものがありましたら、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件、第2号議案は、個別の人事に関する案件、また、第3号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の平成30年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、第2号議案の教職員人事について、第3号議案の広島県博物館協議会の補欠の委員の任命については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

#### 報告・協議1 「学校における働き方改革取組方針」の策定について

平川教育長： それでは、報告・協議1、「学校における働き方改革取組方針」の策定について、山本学校経営支援課長、説明をお願いいたします。

山本学校経営支援課長： それでは、報告・協議1、「学校における働き方改革取組方針」の策定について御説明申し上げます。

学校における働き方改革につきましては、昨年12月に中央教育審議会が中間まとめを取りまとめ、それを受けまして、文部科学省が緊急対策を発表するなど、国を挙げて取組が進められております。こうした中、本年2月、文部科学省からは、教育委員会が取り組むべき事項といたしまして、所管の学校における働き方改革を進める上で、取組方

針を策定することが示されました。県教育委員会では、これまで、学校の業務改善に係る方向性を整理し、取組を進めてまいりましたが、国からの通知も踏まえ、改めて今後の方向性を整理し、取組方針を策定するものでございます。

資料の1ページを御覧ください。「Ⅰ 1 取組方針策定の趣旨」でございます。教員は、授業以外にも事務的な業務などに多くの時間を割いている上に、生徒指導上の課題の複雑化、多様化や地域や保護者からの要望への対応など、教員に求められている役割が拡大しており、それらが長時間勤務の要因となっていると考えております。このため、平成23年1月に、業務改善プロジェクト・チームを設置いたしまして、学校の業務改善を進めるため、これまで、2に記載しておりますような取組を行ってまいりました。こうした取組によりまして、2ページの(3)にございます業務改善モデル校のアンケート調査結果では、平成27年度を取組当初に比べますと、子供と向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合の増加や時間外・持ち帰り時間数の減少など、一定の成果が見られたところではございますが、長時間勤務の抜本的な解消には至っていない状況であり、本方針を策定し、取組を更に進めていくことといたしました。

3ページの「Ⅱ 1 目指す姿」でございますが、本方針に基づき取組を進めることで、教員の子供と向き合う時間を確保することにより、教育の質の向上を図りますとともに、長時間勤務を縮減することで、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

4ページを御覧ください。「Ⅲ 期間・目標」でございます。この方針の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、目標・成果指標といたしましては、これまでの子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合80%以上を継続して設定するとともに、新たに長時間勤務の縮減に向けまして、時間外勤務が過労死ラインと言われる月80時間を超える教員を0人とするという目標値を設定いたしました。

次に、「Ⅳ 取組の柱」でございます。目標の達成に向け、四つの視点を柱としてお示ししております。最初の二つが主に県教育委員会が主体となって取り組む事項でございます。後半の二つが主に学校が主体となって取り組み、県教育委員会も支援していく事項となっております。

続きまして、5ページ、「Ⅴ 取組内容」でございます。先ほどの取組の柱に沿った具体の取組内容を記載しております。現在、既に取り組んでいる事項に加えまして、中央教育審議会の中間まとめや文部科学省の緊急対策などを踏まえまして、新たな取組を検討、実施していきたいと考えております。

まず、「1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」でございます。スクール・サポート・スタッフなどの人的措置や校務支援システムなどのICT環境の整備、家庭や地域と連携した取組の推進などを実施してまいります。

6ページを御覧ください。「2 部活動指導に係る教員の負担軽減」でございます。この度策定いたします「運動部活動の方針」を基に、文化部も含め、活動時間などの徹底を図ってまいります。

次に、「3 学校における組織マネジメントの確立」でございます。昨年度まで業務改善モデル校で取り組んでまいりました業務改善の取組を全県展開し、外部の視点も踏まえながら、学校全体で取組を進めていくこととしております。

7ページの「4 教職員の働き方に対する意識の醸成」でございます。今年度から運用しております「県立学校教職員勤務時間管理システム」により、教職員の勤務時間の適正管理や健康管理などに努めますとともに、教職員が働き方や勤務時間を意識して、業務に取り組んでいけるような取組を進めていくこととしております。

8ページを御覧ください。「Ⅵ フォローアップ・市町立学校に係る支援」でございます。取組の着実な実行を図るため、毎年度検証等を実施するとともに、随時方針の見直しを行うなど、適切なフォローアップを行ってまいります。また、本方針は、県立学校を対象としたものでございますが、市町教育委員会におきましても、本方針や国の緊急対策などを参考に、所管の学校における働き方改革を推進するための取組方針を策定していただきますよう働きかけてまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、又は御意見がございましたら、お願いいたします。

細川委員： 資料7ページ、4の(1)のアのところの、県立学校教職員勤務時間管理システムというのは、どのようなものですか。

山本学校経営支援課長： これまで、教職員の勤務時間をきちんと管理しているものがございませんでしたので、パソコンのログオン、ログオフにより勤務時間を管理するというシステムを、この4月から導入したところがございます。これによって、教職員が何時に入って、何時に学校を出たということが分かります。

細川委員： それは、個人的にも管理できるし、管理職もそれを管理できるということでしょうか。

山本学校経営支援課長： そうです。各教職員がそれぞれパソコンのオン・オフでどれくらいの勤務時間があるかというのも分かりますし、管理職も全て分かるようになっております。

細川委員： 80時間という過労死ラインというものが示されているのですが、各学校によっても、教員によっても、時間外勤務が過度に多い人とぼちぼち多い人とか、いろいろな方がいらっしゃると思うのです。その多い方に対して、このシステムで時間外勤務時間数の管理はできますが、その先の時間外勤務の減少とか、80時間以内がちゃんと守れるかというところも、適正にできるとお考えなのでしょうか。

山本学校経営支援課長： 委員が言われたように、時間外の多い人と少ない人とが出てきます。そこで、毎月、管理職はその当人と面談をしていただきます。健康管理の面でありましたら、保健管理医の面談等も勧めることができます。そして、その面談の中で、何でこれだけの時間外勤務があるのか、本人はどういう仕事をしているのか、それは本人に問題があるのか、組織的にその人に仕事が集中しているということであれば、管理職にきちんとほかの教員との仕事の割合等を見ていただく。そうして、管理職は常に勤務時間のチェックをしながら、教職員との面談とかをしながら、また、全体の様子を見ながら、仕事の割り振りとか、そういったことを考えていただきたいと思います。

中村委員： 現状、教員の長時間労働が常態化しているという前提の上で、この指針の目指す姿である、子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る、また、教員の一人一人が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりを推進するということは、正に今目指すべきことだと、是非実現を目指してもらいたいと思います。

そのために、ここに書いてある労働時間を削減するための努力は、それぞれ大事だと思うのですが、これをざっと見て、少し気になるのは、やや形式的と言いましょうか、時間のことだけにとらわれてしまうと、どうなのかなと。つまり、単純な労働時間ということだけではなくて、その質と言いましょうか、関わらざるを得ない問題の中身といったようなことがどうなのか、本当に熱意があって、子供に対処している結果、長時間になっているというケースもあるかもしれませんし、形式的な労働時間、時間外勤務の時間だけに着目し過ぎると、少し心配なところがあるのかなという気がいたします。家庭への対応、親への対応等々、いろいろな問題が、労働時間と関係あるかもしれませんし、目の前の業務で追い込まれて、精神的な病気になってしまう教員もいると思いますので、もちろん労働時間は短縮するように取り組まなければいけないわけですが、それと同時に、一人一人の教員の状況ですね、前向きに業務に取り組んでいるかどうか、大変な状況になっていないかということ、まずは校長を始めとする現場の管理職が把握をして、対応してもらいたいと思います。そういったことも、この中には、マネジメント研修の充実等々で書いてあるだろうと思いますけれども、是非時間という形式的なところではないところにも注意してもらいたいなと思います。

菅田委員： 2点あるのですが、一つは、PTAとの兼ね合いというか、絡みのところを考えていただきたいということですね。PTAを有効に活用する、例えば保護者からの執拗な質問、要望等をPTAと連携して対応することで、そういった特異な例に長い時間を充てるのを避けられるとか、そういうこともあろうかと思うので、PTAとの連携をちょっと考えていただきたいことがあります。

もう一つ、校務支援システム等、ICTの活用ということなのですが、最近では、RPAといって、提携業務をAIを絡めて効率化するということが民間でも導入され始めていますので、そちらの導入も検討していただければと思います。

山本学校経営支援課長： 今2点いただきましたけど、確かに保護者対応とか、いろいろと難しい部分があります。それは個人に任せることなく、学校全体、また、PTAとか保護者とか、そういった皆様方に知恵を借りるとか、そういう組織的なことを考えていきたいということで、ここの中にも地域との連携とか、保護者との連携とかを書かせていただいています。また、そういった部分におきまして、学校の今の組織体制そのものをどうするかについて、今から着手する部分も多いのですが、考えていきたいです。

ICTにつきましても、校務支援システムを今回導入しましたが、導入したら終わりではなくて、状況によって、バージョン等も上げていきたいです。技術がど

んどん進歩しておりますので、そういった状況も踏まえながら、我々も検討してまいりたいと思います。

志々田委員： 資料の4ページ、取組の柱の四つの視点で、前半二つが教育委員会として、教育行政として取り組むこと、後半二つが学校として取り組むことという御説明があったのですが、学校における組織のマネジメントを校長がどう采配するのかとか、教員の仕事とか、教員として働くということの意識をどう考えるかというのは、個々の校長先生だけに任せていいものではないと思います。というのも、やはりそこが新しくなっていないがために、あれもこれもそれも教員がやるべきだと思っていたり、「私が若い頃は、学校の教員なんて寝ないで働いたのだ」という古い価値観を持っていたり、教員という仕事を、教員自身が聖職化してしまって、負担を背負い込むような、そういった意識がまだまだ学校の中に残っていると思うのです。学校としての論理も大事けれども、仕事を削減したり、労働時間を短くするためには、管理職のマネジメントというものを、今までの、学校がうまくマネジメントできるというものから、もう少し民間企業とかの知恵を借りながら、外の世界にとってマネジメントって何だろうということをしつかりと研究していく必要があるのではないかなと思います。教員たるものこうあるべきという意識で、先生方は仕事をして、余計仕事が減らないということがあるので、その辺りを学校に任せるのではなくて、もう少し教育委員会として指針をしつかり出した方が良くと思います。恐らく部活動のこともそうだったと思うのです。部活動がこれほど教員の負担になったので、これぐらいは削減した方がいとか、部活動は2日以上休みなさいとかという基準は、多分、教員同士が議論したら、「いや、それは毎日やるべきだ」とかになったと思うのです。それをきちんと民間であったり、健康スポーツであったりとか、いろいろな視点で論理的に説明をして、教員として部活動はこうあるべきだという指針を出したのと同じように、例えば生徒、保護者の家庭との関わりというのは、ここまでは教員の仕事けれども、そこから先は、PTAだとか、地域の人たちだとか、弁護士の先生だとか、福祉の方たちであるとか、そういう方たちと一緒に考えるべきレベルであるのだとかという指標、教員としての仕事というものを区分けしていく作業というのがこれから必要だと思います。これを個々の校長先生の良識や経験にお任せするというのは、やはり余り成果が上がらないだろうなと思うので、前半二つは特にですけど、後半二つも大きい視野の中で、教員として本来担うべき業務というのは一体何なのか、どこまでが教員の仕事で、どこからほかの機関にお願いするのかといったラインの引き方も、教育委員会として、これからもっと研究をしていった方がいいのではないかなと思っています。それが一つです。

もう一つは、子供と向き合う時間の確保というのは、先生の主観によるアンケート調査に出てきて、長時間勤務の縮減については、勤務時間の管理ということで出てくると思うのですが、もう一つ、先生方がはつらつと健康的に仕事をしていくという意味では、教員の仕事というのはメンタルヘルスを崩される方が、ほかの仕事よりも何となく多いような気がするのです。その精神的な意味で休んでいる教員の割合というものをきちんと指標に入れて、メンタルヘルスを崩している教員の割合を何%削減するとかといった、具体的な数値もこういうところに入れ込めていくともっと実効性の高いものになるかなと思いました。良い職場になればメンタルヘルス不調というのは確実に減るはずなので、御検討いただければと思います。

細川委員： 具体的にいろいろと学校の中の業務を洗って、校長がこれはこうだというように決める場合もあるでしょうけれども、例えば給食費の請求、集金などを教員がやると、業務が非常に多忙でなかなかうまくいかないのを、ある自治体のように市の収納課にやらせようとか、行き来の見守りについては、地域の人にお任せして、ちゃんとやらせようとか、本来学校教員が担うべき業務というのは何なのかという枠組み、その枠の外の部分については、どこにお願いをすべきか、そういう具体・個別的なことをやはり県教委がリーダーシップをとってやってください。それと、県教委として、本来こうあるべきではないかというような指針も持ちながら、市町をリードしていくということもお願いをしたいところであります。

山本学校経営支援課長： 先ほど志々田委員から言われました学校主体の取組の二つの部分は、当然ながら、我々も県教委としてもバックアップしていかないといけないし、言われたように、業務の見直しも学校だけに任すのではなくて、県教委としてもやらないといけないと思います。そして、今お二人から言われました、地域との役割分担、これは中教審の中間まとめでも大きな一つの柱でございました。今学校に全ての業務が来ている、そういう部分

を地域の皆さんにどうしていただくとか、保護者の皆さんにどうやっていただくかという、そういう役割分担や学校の役割は何かとかいうのは、大きな課題で、今から我々も考えていかないといけないと思います。先ほど言いましたように、やはり子供を取り巻く環境は、だんだん複雑化していますので、学校だけでは負いきれないという部分がございます。そういった部分でも、やはり学校と地域が連携し、社会全体でどうやるかという部分の取組を我々も今から考えて、教育委員会が主体となって先導していきたいと思えます。

もう1点、健康管理のことは、ここには書いてございませんが、県教委でも健康管理システムという、時間外勤務が80時間とか60時間を超える方は個人面談又は保健管理医と面談するとか、状況を確認するシステムがございます。それらとも連携しながら、きちんと教職員の健康管理という部分も考えていこうと思えます。我々として、何ができるかというのは絶えず考えていきますし、仕組みをどう作っていくかということもずっと考えてまいりたいと思えます。そういう意味で、フォローアップのところでは言いましたけど、この方針も時代に合った形で絶えず変えていきたいと思っております。

近藤委員： これは、県立学校を対象にしたものということで、先には市町教育委員会にも同様の指針を作るよう働きかけをしていくことになるのですが、県立学校と市町が持っている学校とでは校種が違ふと言いますか、必ずしもこれがそのままフィットするものでもないのだらうと思ふのですが、市町への取組を見据えた対策とか対応とか、既に県教委でこれと並行してやっているものがあれば、教えてもらえればと思えます。

山本学校経営支援課長： 県立学校と市町の部分と多く重なっている部分はあると思えますけど、やはり小・中学校と県立学校、特別支援学校では校種が違ふので、様々違ふ部分がございます。今ここの中にある部分で言えば、スクール・サポート・スタッフとかは、市町に対してもやっていますし、運動部活動もそうですけど、県と同じように、中学校も同じくやっていますけど、いろいろな部分で、市町や地域によっても、若干差が出てくると思えます。我々も市町と御相談しながら、連携しながらやっていこうと思えますし、国の中間まとめの方針は、小学校から中学校、高等学校、特別支援学校の全体的な部分を大きくまとめてありますので、そういった部分も踏まえて、市町とも、年に数回開いている担当者会議や、教育長会議等で議論はしていきたいと思っております。

近藤委員： 業務改善モデル校というのは、県立学校が対象になっていたものなのですか。

山本学校経営支援課長： いえ、これは市町の小・中学校も対象になっています。モデル校ではいろいろな対策をやっていたしておりますので、そういった部分も、各市町のモデル校がやったことを、全市町の担当者が集まった中で、事例発表とか、いろいろなことをやりながら、共有化しておりますので、それらを持って帰っていただいて、また、ほかの市町でもやっていただくということも行っております。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

(なし)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

## 報告・協議2 「運動部活動の方針」の策定について

平川教育長： 続いて、報告・協議2、「運動部活動の方針」の策定について、山垣内豊かな心育成課長、説明をお願いいたします。

山垣内豊かな心育成課長： それでは、報告・協議2の「運動部活動の方針」の策定について御説明をいたします。平成30年3月、スポーツ庁は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定いたしました。このガイドラインでは、学校の設置者は、国のガイドラインにのっとり、運動部活動の方針を策定することが示されております。これまで、県教育委員会では、平成22年3月に「魅力ある運動部活動の在り方」を作成し、本件の運動部活動の方針として示すとともに、県教育委員会が実施する研修等で活用してきたところでございます。この度、国のガイドラインを踏まえ、新たに県教育委員会の方針を策定いたしました。

資料の「目次」を御覧ください。県教育委員会の運動部活動の方針は、国のガイドラ



インと同様の構成で作成しております。

次に、1 ページを御覧ください。本方針策定の趣旨等でございます。県教育委員会の運動部活動の方針のポイントにつきましては、枠囲みの中に示しているとおりでございますが、一つ目に、「バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること」、二つ目として、「合理的でかつ効率的、効果的に取り組むこと」、三つ目として、「学校全体として運動部活動の指導、運営に係る体制を構築すること」を目指しております。また、国のガイドラインでは、学校設置者が策定する運動部活動の方針に、休養日・活動時間の基準を設定し、明記することが示されております。

次に、「1 適切な運営のための体制整備（1）運動部活動の方針の策定等」を御覧ください。校長の役割といたしましては、本方針にのっとり、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定することとし、運動部顧問は、その活動方針にのっとり、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出することとしております。さらに、校長は、これをホームページに掲載するなどして公表するとともに、各運動部の活動実績等を把握することで、生徒が安全にスポーツ活動を行い、また、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこととしております。

続いて、資料の3 ページを御覧ください。「3 適切な休養日等の設定」でございます。休養日及び活動時間の基準は、国のガイドラインが示す基準に、本県が平成28年12月に学校経営支援課から通知し、既に取り組んでおります「定時退校日」の扱いの内容を加えたものとなっております。

「(1) ア 休養日」を御覧ください。中学校段階におきましては、学期中は、週当たり2日以上を休養日を設定することとし、平日は定時退校日と併せて少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合には、休養日を他の日に振り替えることとしております。高等学校段階におきましても、基準は中学校段階と同様とし、週末に活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることとしております。なお、高等学校段階におきましては、運動部活動が中学校教育の基礎の上に活動されていることなどから、週末に活動した場合は、年間休養日が、週平均2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えて活動することもできることとしております。長期休業中におきましては、中学校段階、高等学校段階ともに、学期中に準じた扱いとしますが、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能としております。

次に、「イ 活動時間」を御覧ください。活動時間の基準は、中学校段階、高等学校段階ともに、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととしております。ただし、高等学校段階の運動部活動につきましては、中学校教育の基礎の上に活動されていることから、年間の活動が週平均16時間未満となるように活動することもできることとしております。

なお、文化部につきましては、現在、国でガイドラインが検討されており、本年度中に策定される予定となっております。当面は、文化部活動に関しましても、本方針を準用した取扱いとすることとしております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： ちょっとお聞きしてみたいのですが、現状、中学校と高等学校で、平均をとると何時間ぐらい活動しているか分かりますか。

山垣内豊かな心育成課長： 中学校段階の活動時間につきましては、調査がありますので、分かりますが、高等学校は当課では把握しておりません。中学校段階では、平成29年の中学校の男子が週当たり13.1時間、女子が13.1時間。全国順位で言うと、少ない方から3番目という状況です。

志々田委員： 中学校で13時間ぐらいだったら、高等学校はもっと多いだろうと思うのですが、ガイドラインが、見合っているのかなど。削減するにも、いろいろな御要望の中で話し合っていないといけないだろうと思います。部活に命をかけているというか、青春をかけている子たち、学校はいいから部活がやりたいというような気持ちの子供さんもたくさんいるので、御本人たちの気持ちもあるでしょうし、保護者の皆さんの気持ちもあるでしょうし、それから、強い部活動だと、地域とか、学校とか、全体で、例えば甲子園に出ることをとても期待しながら見ているといった、地域の皆さんの御要望もあるでしょうし、それを話し合う場があるのではないかなと思います。そのような部活動をめぐって、保護者や生徒自身や教職員や地域の人たちが話し合いになるような機会だと、

場所だとかというのは、現段階の仕組みの中ではあつたりするのでしょうか。

山垣内豊かな心育成課長： 全ての競技種目について把握しているわけではございませんけれども、各部活動、例えば野球などになれば、保護者会等が設置されて、子供たちの活動を支援したり、休養日とか、大会のときの補助の在り方等を協議したり、話し合いながら進めているということはあると認識しております。

志々田委員： そういう仕組みというか、話し合いの場というものをもっともっと増やしてください。学校や顧問の先生だけが時間の管理をすると、いろいろなプレッシャーの中で、やらないよりはやった方がいいというようになりやすいので。やればやるほど強くなると思込んでいる人たちもたくさんいるはずなので、そういう子供たちの部活動を楽しみにしている大人も含めて、いろいろなことを勉強したり、意見を交わして、一番落としどころのいいところを探していくような、そんな組織がどの部活にも、どの競技にもあるといいなと思うので、これを実行していくためにどこが中核となって進めていくのかというようなプランを考えていただくのも一つかなと思います。部活動については、かなり具体的に削減をしていく目安が見え始めていて、先ほどの学校経営の部分の先駆けになるような取組だと思うので、そんな組織体制ができればいいなと。意見です。

中村委員： この方針ですけれども、休養日の設定であるとか、活動時間の基準は、県内の対象校は全てこの基準に従ってやってくださいということでしょうか。

山垣内豊かな心育成課長： 県教育委員会が定めるものですから、県立学校においては、この基準を踏まえて、校長の役割として、学校の方針を作ることになっておりますので、まずは、この基準、国のガイドラインを踏まえて、方針を策定し、取り組んでいただくというように考えております。

中村委員： 志々田委員が言われたことにも少し関連するかと思うのですけれども、いろいろな学校がありますので、それこそ甲子園を目指すような学校は、とてもこんなものではやっていられないというような学校も出てくると思うのですが、そういった個別の対応というのは、どのようになっていくのでしょうか。

山垣内豊かな心育成課長： 高等学校段階のところにも記載しておりますけれども、年間を通じて活動時間が平均を超えないようにということを示しております。したがって、極端な場合、土日全てもやっても、長期休業中、あるいは審査中などに休養日をとることで、年間の活動時間は平均を下回るというような活動もできるようにとは考えております。ただ、だからといって、一月の休みを減らし、活動時間も年間を通して平均であればいいということではないので、策定の趣旨をしっかりと校長、顧問が理解し、子供の健康・生活、顧問の働き方改革という視点で取組を進めていく必要があるかと考えております。

中村委員： 恐らく現在の長時間活動している学校の実態と比べると、かなり削減することになると思いますので、かなり指導力を発揮しないと、これが有名無実化するということになりはしないかという懸念がありますので、是非御留意いただきたいと思込ます。

それとは別に、一般論として、教員の負担削減という観点もありますが、教員自身が非常にやる気があつて、長時間になってしまうケースというものもあると思込ますけれども、いずれにしても、実態を管理職がまずは把握をした上で、指導をしていかないと、現場の顧問であつたり、部活を課外ということで、ほったらかしにしちゃうと非常に良くないと思込ます。その辺りの現場の管理職の責任が大きくなってくると思込ますので、そちらの方の指導も是非よろしくお願ひしたいと思込ます。

山垣内豊かな心育成課長： 今御指摘のところはもっともでございますが、やる気のある教員がその意欲をしっかりと部活動の中で生かしていくということは、教育活動では重要だと考えております。ただ、スポーツ医科学の視点から、休養をとることも能力の向上につながるということもありますので、そういったことについては、運動部活動の指導者に対しての研修を充実していくということも進めていく必要があるかと考えております。

もう一つ、活動状況の実態の把握なのですけれども、年間指導計画をまず作成し、あわせて、校長は、少なくとも月ごとに実績を確認するというようにしておりますので、その際、各部の顧問等の思いを聞きながら、全体としてこのガイドラインの方針が徹底していくように進めていきたいと思込しております。

中村委員： 現場の声を聞けば、実態が恐らく肌感覚で分かるはずだと思込ますので、そういったことを校長先生は参考にさせていただきたいと思込ます。

それから、1ページのところにも書いてあるのですけれども、真ん中の四角囲みの中の二つ目の「合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと」、正にこれが大事だと思うのですが、いたずらに長期間やるよりも、時間は削減しつつ、成果も出せるということの

何か科学的な根拠になるようなこともお示しいただければ、より望ましい姿になっていくのかなと。そういうデータがあるかどうか分かりませんが、一昔の前の、長時間やればやるだけうまくなるということとは多分違うと思いますので、そういうデータを基に指導していただければ、よりいいのかなと感じます。

山垣内豊かな心育成課長： 今御指摘のところももっともだと思っております、スポーツ庁も様々なデータを示しております。そういったものを活用して、競技団体の指導、手引書を作るようにというの国ガイドラインに示されております。そういった取組を学校、体育団体、あるいは競技団体等とも連携をしながら進めていくことと、様々な研修の中で、他県の好事例等を紹介できれば、そういったものも紹介しながら、理解を深めていければと思います。

細川委員： 私は、こういう方針ができたのは大変いいことだと思っております。今まで非常に曖昧な中でクラブ活動が行われ、私がPTAの現役の際は、保護者から土日に、「先生は顧問だから、クラブを見に来てください」と言われて、「私にも家庭があるので、すみませんが」というような先生がいらっちゃったときに、ものすごい批判が出たのですよ。先生なのにクラブに来ないのかと、そのようないろいろな御意見を持たれている保護者の方から、教員や学校を守るということもできるでしょうし、今までいたずらに長時間やっているというようなクラブ活動に、ある程度方針を決めて、クラブとしての枠を作るというのは、非常にいいことだと思います。さっき中村委員がおっしゃったように、まずはこれをスタートに、いろいろなところの御意見も聞きながら、より良い方針に近づいていくのが本来の姿ではないかなと思うので、これからいろいろと取組をしていただければと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わらせていただきます。

### 報告・協議3 大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について、吉田県立学校改革担当課長、お願いいたします。

吉田県立学校改革担当課長： それでは、報告・協議3によりまして、大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について御説明をいたします。資料の1ページを御覧ください。

全校生徒数が2年連続して80人未満となりました大柿高等学校及び瀬戸田高等学校につきまして、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」、資料の3ページの方に関係部分を抜粋しておりますが、この計画に基づき、学校活性化地域協議会の意見を聴取し、その意見等を踏まえ、両校の今後の在り方に係る「対応方針(素案)」を定めましたので、その概要等について御説明いたします。

始めに、学校活性化地域協議会から聴取いたしました主な意見の概要につきまして御説明をいたします。

まず、「(1)大柿高等学校」についてでございますが、5月11日に開催されました第1回の協議会の主な意見につきましては、前回の会議におきまして御説明させていただいており、ここにお示ししているような意見が出されたところでございます。7月2日に開催されました第2回の協議会では、「大柿高校の存続に向け、市民・地域がしっかりと支援や応援をしていかないといけない。我々一人一人がそのことを自覚し、できることを最後まで頑張り抜いていく」といった市民や地域が盛り上げていくことの重要性についての意見が出されました。具体的には、「大柿高校の活性化に向け、①生徒の学力や学校生活の魅力の向上、②高校の魅力PR、③生徒の募集活動、この3点の取組を強化するために、江田島市と江田島市の教育委員会で追加支援を行う」こと、また、「中高連携を強めることにより、大柿高校の魅力化を図り、市内の中学生が円滑に地元の大柿高校へ進学できるよう取り組む」ことなどの提案が行われたところでございます。

続きまして、「(2)瀬戸田高等学校」についてでございますが、5月28日に開催されました第1回の協議会では、ここにお示ししているような意見が出されたところでございます。6月29日に開催されました第2回の協議会では、「瀬戸田高校の存続に向け、地

域として盛り上げていくため、高校の現状や生徒たちの活躍する姿などを町民にもっとPRするとともに、協議会で話し合った内容についても情報を届けていく」といった地域の機運を醸成していくための方策について意見が出されました。また、「地域の学校で学ぶことも大切だということを意識し、小・中・高の教職員がつながることをコンセプトとした組織を編成し、学力向上や生徒指導等について協議することを始めた」こと、また、「町内の小・中・高等学校のPTAが連携することが重要と考え、これらのPTAと一緒に活動する新たな会を立ち上げた。今後は、この会として、瀬戸田高校や地域のイベントに参加し、高校の魅力を発信していく」ことなど、学校の更なる活性化に向け、新たに組織的な取組を行うなどの提案が行われました。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。これらを踏まえまして、「3 対応方針（素案）」についてでございますが、大柿高等学校及び瀬戸田高等学校につきましては、引き続き学校の活性化に向けた取組を継続することとし、平成31年度の全校生徒数が80人以上となることを目指すことといたします。その理由といたしましては、両校の協議会から学校活性化に向けた取組を継続していきたいとの要望が出され、学校の活性化や取組を継続して実施していくに当たり、市を始めとする地元地域からの更なる支援が期待できることや、両校におきまして、学校の活性化や新入生の確保に向けたこれまでの取組について、一定の成果が表れ始めているところであり、更なる成果も期待ができることなどから、学校の活性化に向けた取組を継続させ、全校生徒数が80人以上となることを目指すことが適当であると考えたところでございます。

なお、平成31年度以降の対応についてでございますが、平成31年度の全校生徒数の状況により、平成32年度以降の学校の在り方を判断することとしております。平成31年度の全校生徒数が80人以上の場合につきましては、「基本計画」に基づく取組を継続することといたしまして、平成31年度の全校生徒数が80人未満の場合には、平成32年度から「基本計画」に掲げます①から③までのいずれかとすることを原則といたします。ただし、平成31年度の新入学生徒数の状況などを踏まえまして、全校生徒数が80人以上となるための取組の継続について判断することとし、その場合におきましても、取組を継続する期間は平成31年度末を限度といたします。また、県教育委員会の対応といたしましては、学校の更なる活性化や次年度の新入学生徒の確保に向けまして、県教育委員会の関係課が一体となり、両校の取組を支援することとしております。

この「対応方針（素案）」につきましては、本日、委員の皆様方から御意見を伺った後、両校の学校活性化地域協議会からも意見を聴取することとしておりまして、最終的な対応方針につきましては、来月の教育委員会会議におきまして御決定いただきたいと思いますと考えております。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、又は御意見がございましたら、お願いたします。

志々田委員： 平成31年度に80人を超えるためには、今の人数から引いて、大柿高等学校、瀬戸田高等学校は、何人の新入生が来てくれたらクリアするのでしょうか。

吉田県立学校改革担当課長： 大柿高等学校の場合、今の全校生徒数は73人でございます。今年の1年生、2年生が25人と29人でございますので、この1年生、2年生がそのまま2年生、3年生になったと仮定しますと、来年度新入生が26人以上であれば、80人以上を達成するというところで、今年の新入生が25人ということですので、今年より1人上回れば、80人は達成できる見込みとなっております。瀬戸田高等学校の場合ですが、今年の全校生徒数は60人ということで、1年生と2年生がそれぞれ31人と15人でございます。そうしますと、来年その1年生、2年生がそのまま2年生、3年生に上がったとしますと、新入学生徒が34人以上ありましたら80人以上となる見込みでございます。今年31人の入学がございましたので、3人ほど更に増えれば、来年80人となる見込みとなっております。

志々田委員： やはり具体的な目標が見えることによって、学校活性化地域協議会の議論も深まっていくと思えますし、いろいろな方の御協力もいただけると思うので、こういう対応方針の役割が果たせるのかなと思うのです。あとは頑張っていただいて、期待をしながらお待ちしたいなと思えます。

近藤委員： 目標人数との兼ね合いで、地元の中学校からこの高等学校に進学する生徒さんが少ないというのが一番の課題だったと思うのですけれども、大柿、瀬戸田、それぞれの地元の中学校の卒業予定人数を教えてくださいなと思えます。

吉田県立学校改革担当課長： まず、大柿高等学校の方ですが、江田島市内の本年度の中学3年生の生徒数は136名で

ございます。その次の年が118名ということでございます。それから、瀬戸田高等学校につきましては、今年度、瀬戸田町内、旧瀬戸田町内ということですが、中学3年生は68名、その次が48名というところでございます。

中村委員： 場合によっては、県立学校がなくなってしまうということは大変重大な問題だと認識しております。ただ、その一方で、全体の生徒数が減少する中、財政的な支援も限られる中で、ないよりあった方がいいよねぐらいでは、ずっと残していくというのも、なかなか難しいことだろうと思っておりました。この二つの学校については、今お聞きしたように、地元の中学生から十分選ばれてないだろうという現状もある中で、今回、前回の基本計画で決めた方向性にかかわらず、検討を継続するということが決まりまして、個人的には、ある意味良かったなという気持ちもございますが、やはり大事なものは、地元にとって必要と思われる学校かどうかということだと思っております。特に、学校活性化地域協議会あるいは地元が是非残してほしいということであれば、その成果が出ることを心から願いたいと思います。瀬戸田高等学校については、昨年度視察もさせていただいて、藤本校長が大変精力的に学校の魅力向上、あるいは地元から選ばれるために本当に精力的に活動されている様子も拝見しましたので、それが地域に伝わって、基準を上回る新入学生徒が入ってくるということを是非願いたいと思います。

古川県立学校改革担当課長： 両市の市長さんにも話を伺いましたけれども、どちらの市長さんも、それぞれの高等学校というのは地域にとって必要な学校であるので、全力でその支援をしまいたいというふうに御意見もいただいておりますので、その辺り、地域、地元自治体、それと、県教育委員会でバックアップしながら、目標が達成できるように取組を進めてまいりたいと考えております。

中村委員： 申し上げるまでもないのですけれども、これまで3年、活動をしてきたはずなので、それを踏まえた上で、本当にできることを是非やっていただきたいなと思います。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

#### 報告・協議4 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議4、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について、中谷義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

中谷義務教育指導課長： それでは、資料の2ページをお開きください。そこにお示ししております教科用図書採択のスケジュールの表にございますように、本日は、平成31年度に県立義務教育諸学校で使用いたします教科用図書の選定の進捗状況について御報告をさせていただきます。冒頭、私の方から、その後、西岡特別支援教育課長の方から御説明をさせていただきます。

まず、配付をしております5点の選定資料について御説明をいたします。5点の内訳につきましては、まず一つが「特別の教科 道徳」を除きます小学校用教科用図書の選定資料でございます。2点目といたしまして、中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の選定資料でございます。3点目につきましては、「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科用図書を特別支援学校で使用する観点で調査した選定資料でございます。4点目は、中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」を特別支援学校で使用する観点で調査した選定資料でございます。最後、5点目でございますが、学校教育法附則第9条の規定によります教科用図書、いわゆる一般図書の選定資料でございます。これらの選定資料につきましては、6月6日の第2回広島県教科用図書選定審議会における審議を経て作成しております。各市町教育委員会及び各学校が調査・研究するための参考資料となるものでございます。各採択権者は、それぞれが調査の観点・視点を定めて調査研究を行い、種目ごとに1種の教科書を選定することとなります。

それでは、資料4ページを御覧ください。4月27日の教育委員会会議において決定されました採択基本方針の「1 (1) 採択の基本 ア」でございますけれども、「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書、「特別の教科 道徳」におきまして、(ア) から (オ) までの五つの観点を設定しております。また、イに、いわ

ゆる一般図書につきましては、(ア)から(エ)までの四つの観点を設定しております。したがって、選定資料は、これらの観点に基づいて調査研究を行ったものでございます。なお、これらの選定資料につきましては、市町教育委員会等の採択権者及び各県立特別支援学校に配布いたしますとともに、県教育委員会のホームページでも公開をしているところでございます。

次に、県立中学校における教科用図書の選定の進捗状況について御報告いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の採択につきましては、恒例によりまして、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、いわゆる一般図書を除きまして、4年と規定されております。中学校用教科用図書につきましては、平成27年度に採択が行われておりまして、本来は4年後の平成31年度が次の採択の年となっております。しかしながら、中学校につきましては、来年度から新しく「特別の教科 道徳」が教科となることに伴いまして、今年度、「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択することとなっております。そのため、広島中学校におきましては、「特別の教科 道徳」の教科用図書のみ選定をいたします。一方で、来年度開校予定でございます三次中学校及び広島叡智学園中学校につきましては、「特別の教科 道徳」も含め、全ての教科用図書を選定することとなります。

資料の6ページを御覧ください。広島中学校の教科用図書選定の観点をお示ししております。広島中学校におきましては、「6年間の計画的・継続的な教育活動により幅広く深い教養と高い知性を培い、グローバル化時代において活躍することのできる人材を育成する」という教育方針に基づきまして、生徒に「高い知性」、「豊かな感性」、「強い意志」を育てていくこととしております。そこで、教科用図書の選定におきましては、これまでと同様に、県教育委員会が作成いたしました選定資料の五つの観点に加え、学校の教育方針等に基づいて定めた六つ目の観点として、「学校の特色を生かす工夫」を設定しております。各観点には、調査を行うための視点を設定しているところでございますが、この六つ目の観点につきましては、中ほどにあります広島中学校の校訓に基づきまして、三つの視点を設定しております。それらにつきましては、点線の枠内にお示ししているところでございますが、一つ目は、「科学的・論理的な思考力、的確な判断力を育てるための工夫」、二つ目は、「豊かな人間性や社会性を培い、我が国の文化とともに多文化を理解する態度を育てるための工夫」、三つ目は、「高い目的意識をもって、自ら学ぼうとする姿勢・意欲を育てるための工夫」でございます。

続いて、資料の7ページを御覧ください。同様に、三次中学校におきましては、各教科の学習を通して、「知」・「徳」・「体」・「志」・「美」の調和のとれた人格を形成するために、六つの観点に次の三つの視点を設定しております。一つ目は、「知性、探求心、創造性、逞しさを育むための工夫」、二つ目は、「人間の多様性を尊重し、地球規模の視野で他者と協働する力を育てるための工夫」、三つ目は、「伝統を重んじるとともに、人類の発展に貢献しようとする高い志を持たせるための工夫」でございます。

資料の8ページを御覧ください。広島叡智学園中学校におきましては、「社会の持続的な平和と発展に向け、世界中のどこにおいても地域や世界の『より善い未来』を創造できるリーダーを育成する」ために、六つの観点に、次の二つの視点を設定しております。一つ目は、「知識・技能の深い理解を促し、創造的・批判的思考力を育成するための工夫」、二つ目は、「社会の持続的な平和と発展に向け、異なる文化・価値観を尊重しながら協働する力を育成するための工夫」でございます。この三つの県立中学校とも、それぞれ校内に選定会議を設置いたしまして、全ての発行者の教科用図書について、県教育委員会が作成しました選定資料の視点及び今御説明した各中学校の独自の視点により調査研究を行い、総合的に判断した上で、教科書の選定を行うこととしております。なお、来月の教育委員会におきましては、この後、御説明いたします県立特別支援学校における教科用図書の選定も含めまして、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の選定結果及び選定理由について御報告し、皆様からの御意見を伺うこととしております。

西岡特別支援教育課長： 続きまして、県立特別支援学校小学部及び中学部において、平成31年度に使用する教科用図書選定の進捗状況について御説明します。

資料2ページにお戻りください。これまでに各県立特別支援学校では、校内に教科書選定会議を設置して、資料3ページから5ページの採択基本方針に基づき、選定資料を基に調査研究を行って、教科書を選定し、7月5日までに採択申請書及び選定理由書を県教育委員会に提出したところでございます。教科書の種類につきましては、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校において、小学校又は中学校に準ずる教

育課程を編成している場合は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用します。知的障害のある児童生徒の場合は、主に文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書や絵本等の一般図書を使用します。選定資料は、先ほど義務教育指導課が御説明した五つでございます。

本日は、県立特別支援学校において、平成31年度から使用する「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科用図書と中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の選定の進捗状況について御報告申し上げます。

まず、平成31年度から使用する「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科用図書の選定資料について御説明いたします。小学校用教科用図書は、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、前回の平成25年度検定合格図書等の中から採択をします。今年度採択する小学校用教科用図書については、4年前に調査研究を行い、選定資料を作成しております。ただし、当時調査研究を行った見本本は、その後、各発行者によって訂正された箇所がございます。そこで、この度、各発行者の訂正箇所と4年前に作成した選定資料を照らし合わせたところ、選定資料の訂正が必要な箇所はありませんでした。したがって、今年度の小学校用教科用図書の選定資料は、表紙の作成年を時点修正し、標題に「『特別の教科 道徳』を除く」という表示を加えた以外は、4年前に作成したものと同一ものとなっております。

次に、平成31年度から使用する中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の選定資料について御説明します。始めに、調査研究の観点について御説明します。資料9ページの上段、「障害種別の生徒の実態」の項を御覧ください。例えば聴覚障害のある生徒には、「聴覚障害のため、聴覚を通じた情報の獲得やコミュニケーションの成立に困難がある」、「音声情報の不足のため、言語習得や言語概念の形成等に困難があり、言語の指導に配慮・工夫が必要である」などの実態があります。そこで、教科書の選定に当たっては、聴覚障害に応じた配慮がされている教科書を選定する必要があります。一番下に示しております「調査研究の観点」を御覧ください。各県立特別支援学校は、県教育委員会が作成した選定資料に示す種目別の調査研究の観点及び障害種別の調査研究の観点を参考にし、具体的な調査項目を設定し、調査研究を行っております。

続いて、別にお配りしております「平成31年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において使用する中学校用教科用図書、特別の教科 道徳 選定資料」を御覧ください。具体的な調査項目について御説明します。選定資料8ページの中段を御覧ください。肢体不自由のある生徒は、上肢、下肢、又は体幹の運動・動作の障害のため、歩行、書写等、日常生活の運動・動作に困難があります。そこで、「肢体不自由への配慮を要する内容等」として、「体育的活動や身体表現を含む内容がある」、「空白の欄に記入する課題がある」を調査研究の観点としました。聴覚障害、病弱についても同様に観点を定め、調査研究を行いました。なお、視覚障害については、調査研究を行っておりません。点字教科書は種目によって原典となる検定済教科書が文部科学省によって定められており、「特別の教科 道徳」の点字教科書については、文部科学省著作教科書として新たに制作予定であるためです。弱視の生徒についても、点字教科書の原典となる検定済教科書と同じ発行者のものを使用することになります。

今後各校から提出のあった選定理由書等について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の障害の状態等に応じて、最もふさわしい内容のものであるかどうかを精査し、教科書の採択を適正かつ公正に実施するよう、指導、助言、援助を行ってまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

中村委員： 質問なのですが、道徳以外を採択することになる三次中学校と叡智学園中学校の選定資料というのは、前回のものを使うということですか。

中谷義務教育指導課長： そうです。以前に作ったものを使用します。

志々田委員： 平成31年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書という資料は、何の資料なのかを教えてください。

西岡特別支援教育課長： いわゆる絵本等、一般図書になります。知的障害のある児童生徒の教科用図書選定に使用するものでございます。

志々田委員： 一般図書を使うお子さん、使った方がいいお子さんについては、この中から選ぶということでもいいのですか。

西岡特別支援教育課長： はい、そうです。

志々田委員： 一覧を見ると、新規というものが割とたくさん入っていると思うのですが、これは今までのものを削って新規を入れたのか、新規でどんどん増えてきているのか、どっちなのですか。

西岡特別支援教育課長： 増えております。当時は名前が違いますが、平成14年に初めてこの附則第9条の規定による、一般図書の選定資料を作成しました。そのときから増え続けております。文部科学省が一般図書の資料を作りますけれども、そこに新規掲載されたものについては、その都度調査をして、増やしています。

志々田委員： もちろん新しい、いいものがどんどん出るので、それを入れていくというのはいいことでしょうし、たくさんのメニューの中から選ぶということが良い場合もあるのでしょうか、普通の教科書だと、ある一定以上増えはしないと思うのですが、一般用図書というのは、いいな、いいなと言っているうちに、際限なく増えていく可能性もあるので、そうすると、今度は選ぶ先生方の作業だとか、準備しなければいけない本の量が増えていくということもあるので、まだこれぐらいの増え方だったらいいと思うのですが、これがどんどん増えるようなことがあったら大変だなと思って質問させていただきました。

中村委員： 手元の選定資料なのですが、平成31年度使用中学校用教科用図書の選定資料というのは、「特別の教科 道徳」だけが手元にあるのですが、それ以外の教科については、選定資料というのは。

中谷義務教育指導課長： 中学校につきましては、今年度採択をしなくてはいけない教科が道徳だけでございますので、以前に作ったものを使用します。来年度、今年の小学校と同じように、道徳を除く教科書の採択をするということになっております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

(なし)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は、退席をお願いいたします。

(14:24)

#### 【非公開審議】

#### 第1号議案 平成30年度メイプル賞（第1回）の受賞者について

平成30年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

#### 第3号議案 広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について

広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

#### 第2号議案 教職員人事について

県立学校教諭の公然わいせつ罪に該当する行為に係る人事措置（停職 6月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:47)